

(第一類 第十四号) (附属の五)

衆議院 予算委員会 第四分科会 議録 (文部科学省所管)

第一号

(七一)

平成二十九年二月二十三日(木曜日)

午前九時開議

出席分科員

主査 大串 正樹君

石田 真敏君

國場 幸之助君

渡辺 博道君

小宮山 泰子君

伊東 信久君

角田 秀穂君

木村 弥生君

古田 圭一君

吉田 豊史君

木下 智彦君

古田 圭一君

小宮山 泰子君

吉田 豊史君

木村 弥生君

古田 圭一君

緒方林 太郎君

伊東 信久君

山下 治君

川淵 幹児君

木下 智彦君

渡辺 博道君

伊東 信久君

中岡 司君

誠君

藤原 誠君

山下 治君

川淵 幹児君

木下 智彦君

渡辺 博道君

伊東 信久君

吉本 明子君

坂口 阜君

石田 優君

柏 克也君

吉本 明子君

吉本 明子君

吉本 明子君

吉本 明子君

吉本 明子君

吉本 明子君

内閣府公益認定等委員会
事務局長

文部科学省初等中等教育
政府参考人

文部科学省高等教育局私
設企画部長

文部科学省大臣官房文教
政府参考人

文化庁次長

政府参考人

厚生労働省大臣官房審議
官

政府参考人

厚生労働省大臣官房審議
官

文部科学委員会専門員
予算委員会専門員

行平 尚志君

柏 尚志君

吉本 明子君

○大串主査 これより予算委員会第四分科会を開
会いたします。

平成二十九年度一般会計予算、平成二十九年度
特別会計予算及び平成二十九年度政府関係機関予
算 中文部科学省所管について、昨日に引き続き質
疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。吉田圭一君。

○吉田分科員 おはようございます。自由民主
党、中国ブロック比例の吉田圭一と申します。ど
うぞよろしくお願いをいたします。

私は、山口県で高等学校と自動車学校を設置し
分科員の異動

二月二十三日

補欠選任

ています学校法人の理事長を務めております。

御存じのように、私立の高等学校は、創始者の
教育への熱い思いの詰まつた建学の精神がそれぞ
れにありまして、独自の特色ある教育を展開し、
公立高校とともに公教育の両輪を担つております。
しかしながら、少子化に伴い、特に地方の私
学を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。
そこで、きょうは、主として私立の高等学校の
振興に關連して、幾つか質問させていただきたい
というふうに思います。

まず最初は、障害のある生徒の受け入れについ
てです。

私が勤務しております高校にも、車椅子が必要
な生徒が通っております。送り迎えは保護者の方
がされていますけれども、学校での移動は、必
要に応じて同級生や担任が手助けをしておりま
す。

先週、その障害のある生徒も北海道への修学旅
行に行つきました。スキー研修が内容の主なも
のなんですが、班別の自由行動も含まれて
おります。修学旅行に行く前に、車椅子の生徒が
いる班も移動スケジュールを立てていたらしいん
ですけれども、冬の北海道はみんな初めてで、雪
の道や凍った道で車椅子を初めて押すことになっ
て、要領がわからず、移動がかなり難しくて、ス
ケジュールどおりに行動ができなかつたと話して
おりましたけれども、手伝った生徒は大変爽やか
な顔をしてそういうことを話してくれました。

友達同士、力を合わせて行動したことはよい思
い出になることというふうに思います。彼らは、
困った人がいれば今後自然と手助けができる人間
になってくれるものと期待をしているところで
す。障害のある生徒から健常者もらう心の財産
も大きいものがありますので、障害のある生徒と
ともに学校生活を送ることは大変意義のあること

だというふうに思つております。

昨年の四月に、障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律、障害者差別解消法が施行され
ました。学校においても、不当な差別的取り扱い
の禁止や合理的配慮の提供が求められていると思
います。不当な差別的取り扱いに当たる具体例と
して、学校への入学の出願の受理、受験、入学、
授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、
入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない
かわりとして正当な理由のない条件を付すことが
挙げられています。

また、合理的配慮に当たり得る配慮の具体例と
して、聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机や
椅子の足に緩衝材をつけて雜音を軽減する、視覚
情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周り
の掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ご
とに特性に応じて教室環境を変更することや、入
学試験や検定試験において、本人、保護者の希
望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験
時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能
の使用等を許可することなどが挙げられていると
思います。

障害者差別解消法では、実施に伴う負担が過重
でないときは、社会的障壁の除去の実施について
必要かつ合理的な配慮をするように努めなければ
ならないとなっていますけれども、実施に伴う負
担が過重であるからは何を基準に判断すればいいの
か、大変悩むところです。

例えば、クラスルーム一教室のみに机や椅子に
緩衝材をつけて雜音を軽減することはできても、
特別教室、例えば理科教室、情報処理教室、美術
教室や、選択授業などで使用する教室全てとなり
ますと負担は大きいものになりますし、点字を一
度も使つたことのない学校で点字の試験問題をつ
くることも負担はかなり重いと思いますけれど

も、そのあたり、どのように考えればよいのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員会の実施の障害者差別解消における合理的配慮の実施に伴う負担が過重であるかどうかの判断につきましては、平成二十七年二月二十四日に閣議決定されております障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、ここにおきまして、国、地方公共団体といった行政機関、それから学校法人を含む事業者におきまして、個別の事案ごとに、事務事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用負担の程度、事務事業の規模、あるいは財政、財務の状況などを考慮いたしまして、具体的な場面や状況に応じて総合的、客観的に判断することが必要であるとされております。また、これら行政機関や事業者は、過重な負担に当たるものとし、理解を得るよう努めることを望ましいともされております。

文部科学省におきましては、平成二十七年十一月に文部科学省所管事業分野における事業者向けの対応指針を策定しております。過重な負担の考え方について、先ほどの政府の基本方針と同様の考え方を示すとともに、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的、抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することについては、この法の趣旨を損なうために適当ではないというふうに示しているところでございます。

○古田分科員 どうもありがとうございます。
生徒あるいは保護者と十分話し合うということ
が大事だというふうに感じました。

二つ目ですけれども、障害のある生徒を学校が
受け入れるには、例えば車椅子を使う生徒であれ
ば施設のバリアフリー化が必要ですし、自閉症や
学習障害のある生徒の対応にはある程度専門知識
を持った教員が必要と考えます。障害のある生徒
への配慮等の取り組みは私立学校においても一層

求められていくことになると思いますけれども、こうした取り組みを行う私立学校に対してどのように助成制度があるのでしょうか。また、障害者差別解消法の施行の前後で拡充された助成制度があればお教えいただきたいと思います。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○村田政府参考人　お答え申し上げます。

これまででも、国の私学助成におきましては、障害のある児童生徒あるいは学生の受け入れにつきまして、全ての学校段階において支援策を講じたところがございます。

具体的に申し上げますと、私学助成の平成二十九年度の予算案におきましては、「一番目として、私立大学等に対する経常費補助におきましては、障害のある学生の受け入れ状況等に応じた支援を行っております。二番目といたしまして、私立の高等学校等、これは幼稚園から高等学校までござりますけれども、経常費助成におきまして、一つは、障害のある児童が二人以上就園をしている私立の幼稚園に対する支援、それから、特別な支援を必要とする児童生徒の学習生活等をサポートする取り組みなどをを行う私立の高等学校等に対する支援。それから、三番目といたしまして、私立の特別支援学校の経常費経費に対して国から直接補助を実施いたしております。

またさらに、お話しございましたハードにつきましては、施設整備に対する補助といたしまして、障害を持ったお子さんのお受け入れに対応するということで、エレベーターあるいはスロープなど、障害者の方が円滑に利用できる環境整備に対する支援、これは補助率、大学が二分の一、高校等が三分の一でござりますけれども、こういった形でソフト、ハードの両面で支援を行うこととしているところでございます。

なお、これまでも、私立幼稚園において障害のある児童の受け入れが増加していることに鑑みて、予算を年々拡充いたしておりますなど、障害者差別解消法の施行の前後を通じまして、必要な支援の充実に努めたところでございます。

今後とも、障害のある児童生徒、学生の受け入れに関する私立学校のニーズを踏まえ、より一層の教育環境の整備が図られるよう、予算の確保に努めていくことが課題であると認識しておりますので、引き続き、私学助成の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○古田分科員 ありがとうございます。

幼児に関してはかなり支援が進んできているというふうに思います。ただ、高校の方が、例えば人件費がやはり一番たくさんかかりますので、その辺の人件費の手当についてもう少し拡充をしていただければというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育現場におきまして、発達障害など障害のある児童生徒が増加しているようですが、文部科学省の資料によりますと、特別支援学校の在学者数これは幼稚園、小学校、中学校、高等学校の合計ですが、平成十七年に十万一千六百十一人だったのが、平成二十七年には十三万七千八百九十四人と約一・四倍、それから、特別支援学級に在籍する児童生徒数、小学校と中学校の合計ですが、平成十七年には九万六千八百十一人、平成二十七年には二十万一千四百九十三人と約一・一倍となっています。

小中学校では、通級による指導によって、学習上、生活上の困難がかなり改善、克服されて、通級の効果が上がっているというふうに聞いております。中学校卒業後の高校段階におきましても通級による指導ができるべきよいといふふうに思いますが、また、私立の高校に在籍する生徒も公立の通級指導教室に通うことができればいいというふうに思うんですけども、今後の通級制度の取り組みの方向性についてお伺いをいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

障害のある児童生徒への教育につきましては、委員御指摘のとおり、現在、小中学校段階では通常の学級、通級指導、特別支援学級、それから特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場が整備されている一方で、中学校卒業後の進学先生

につきましては、主として、高等学校の通常の学級か、特別支援学校高等部に限られているところでございます。

このため、文部科学省といたしましては、通級による指導につきまして、昨年の十二月に省令等を改正いたしまして、平成三十年度から、高等学校においても通級による指導が実施できるようになります。

平成二十九年度につきましては、通級による指導を担当する教員の専門性向上のための各種研修の実施、教育委員会に対する各種会議での説明、モデル事業の成果の周知など、国としても教育委員会等が準備を進めるために必要な取り組みを進めまいりたいと考えております。

○古田分科員 ゼひ今後とも、しっかりとした取り組みをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

次は、教育費の負担軽減についてです。

教育費の公私間格差是非常に大きいものがあります。私立学校も公立学校とともに公教育を担つております。

何らかの理由で私立中学等に通う生徒等に対しても、低所得世帯を中心として授業料負担を軽減する制度が創設されることを望んでおりましたけれども、このたび、平成二十九年度予算に、私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業が盛り込まれて、授業料負担軽減に一歩踏み出していただきまして大変うれしく思っておりますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○松野国務大臣 古田委員におかれましては、御自身で私立高校を経営されているということでおぜひ現場の支援、教育行政の方に御指摘をお届けいただければと思います。

御質問の事業でございますけれども、年収四百万円未満の世帯に属する児童生徒について、年額十万円の授業料負担軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行った

す。め、必要な経費として十二億円を計上していま

なお、実証事業としての五年間で実施していくところであり、私立学校を選択している理由やとともに、当該事業のあり方についても検討をします。

○吉田分科員 せひ 五年に限らず、その五年の結果を見て、もっと拡充されることを望んでおりまます。よろしくお願ひをいたします。

平成二十一年度より
私立高等学校の生徒の授業料に充てる高等学校等
就学支援金制度が設けられました。さらに、平成
二十六年度入学生より学年進行で制度改正が行わ
れまして、世帯年収九百十万元程度以上の世帯は
就学支援金支給の対象外となる一方、約五百九十九
万円未満までの世帯につきましては加算がふえ
て、私学に通うことがより身近になつたというこ

とも言えます。
しかし、支援金の基本額は制度発足当時の公立高校の授業料相当額のままであり、公立は無償になつてゐるのに対しまして、私立では依然として生徒等が学費を負担しております。

自治体によっては独自の被災者等の派生措置を設けておりますけれども、都道府県によって減免措置の対象世帯や減免する額に大きな差が生じているのも事実であります。

○松野国務大臣　高等学校等就学支援金制度については、平成二十五年の法律改正時に衆参両院で決議をされた附帯決議において、改正法の施行から三年経過後、すなわち平成二十九年度に検証を行い、必要な措置を講ずることとされております。

援の拡充の状況、公私間の教育費負担の格差是正の状況等、具体的効果や影響をさまざまな角度から検証することとされており、実情を十分に把握した上で、専門的見地からの意見も踏まえ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○古田分科員 この就学支援金制度、本当に低所得世帯の家庭については大変助かっていると思いますので、ぜひ今後とも充実をお願いしたいとうふうに思います。

次は、ちょっと広域制の通信の問題ですけれども、昨年、株式会社ウイツツが設置するウイツツ青山高校の通信制課程の教育運営の問題が大きくマスコミで取り上げられました。

通常、高等学校を指導監督するのは都道府県ですけれども、ウイツツ青山高校は株式会社立といふことで、高等学校を指導監督した経験のない市が指導監督する場にあつたことも問題の一つというふうにお聞きをしました。

一方、学校法人が設置する広域通信制高校についても、全国に施設が置かれている学校の運営状況をどこがどのように把握するのか、かねてより疑問に思つておりました。

二度とこのような問題を起こさないようにするために、広域通信制高校の質の確保、向上に向け、今後どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○松野国務大臣 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待されようになっている一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育を行うなど、学校の管理運営に関し、さまざま問題が生じています。

文部科学省においては、平成二十八年三月に、広域通信制高校に関する集中改革プログラムを取りまとめ、これに基づき、同年九月に、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインを作成したところであります。

文部科学省では、平成三十年までの約二年間を
広域通信制高校の質の確保、向上に向けた集中点

検期間と位置づけており、本ガイドラインに基づき、所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高校に対する点検、調査を進めることを通じて、広域通信制高校の質の確保、向上に努めてまいります。

○古田分科員 所轄局も大変だと思われども、しつかり国もバツクアッズしていただきて、質の確保、向上に取り組んでいただきたいと思い

ます。よろしくお願ひいたします。

域の中学校卒業者数が減少して、中山間地域では、統廃合等によりまして公立高校の定員が減少しております。

そうなりますと、私立と競合する場所にある都市部の学校の定員の割合が相対的に大きくなり、特に、公立志向の強い地方では、私立の経営を庄自する可能性があります。

また、県立高校、市立高校及び私立高校につきましては、中学卒業者数の減少に応じて、それぞれ入学定員を減らさざるよりますけれども、国立

である高等専門学校については、その規模が維持されまして、相対的に高専入学者数の比率が大きくなっているのではないかというふうに思います。

山口県は、高等専門学校は三校ありますけれども、国立高専の入学定員の影響も大きいものとなつております。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の第四条に、「都道府県は、高等学校的教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を充分に考慮しなければならない。」とあります。公立と私

ども、国立の高等専門学校は独自に定員を設定しているのではないかと思います。

昭和四十年代の生徒急増期に、公立だけでは生徒の受け入れが難しいときに、私立学校関係者は、みずから私財を提供して、新たに校舎を建設したり増築したりして生徒を引き受けて、公教育に大きく貢献をしてまいりました。

公立高等学校はもちらんのこと、国立高等専門学校につきましても、その区域内の私立高等学校の状況を十分に考慮して入学定員を設定すべきだ

と考えます。
教育費の公私間格差の影響もあり、私立の生徒
確保が困難になっている状況ですけれども、国公

○松野国務大臣 公立高校の統廃合や定員設定に
私立学校の定員についてどのように考えておられ
るでしょうか、お伺いをいたします。

については、法律の規定に基づき、生徒や保護者のニーズ、進学動向、生徒の通学の利便性、学校の規模に加えて、域内の私立高校の配置状況等を踏まえ、これに考慮して、設置者から

まへ、その御所ニ祭ヒニは、江三エマツ・一イチ・二ニ、

工業、商船の分野の実践的技術者の養成を行ない、我が国の技術者養成において重要な役割を担つてゐる高等専門学校を初め、各種教育機関への進学ニーズについても適切に勘案することが考えられ

建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開する私立高校は、我が国の学校教育の発展に大きな貢献を果たすとともに、社会に貢献する人材を育むことを目的としています。

く貢献をしており、少子化の影響により、私立高
校を取り巻く経営環境が厳しくなる中においても、
引き続きその役割を果たしていくことは非常
に重要と考えております。

文部科学省として、私学助成や税制の充実等
引き続き、幅広い側面から支援施策を推進し、一
層の振興に努めてまいります。

○古田分科員　どうもありがとうございます。

国立高専につきましても、地方公共団体がその

配置状況に十分配慮してほしいということで、強く要望をしておきます。

次に、校舎の耐震化についてです。

学校施設は、将来を担う子供たちが学習、生活する場所であり、一億総活躍社会実現の拠点となる重要な施設です。

昨年四月に発生した熊本地震において、公立学校施設については、耐震化はおおむね完了しており、倒壊や大規模な天井の落下ではなく、地域住民の避難所として大いにその機能を發揮しました。しかし一方で、私立学校については、国公立学校と比べ耐震化が大きくおくれている状況にあります。耐震化が未完了の建物で構造体に甚大な被害が生じたものもありました。

また、熊本県内では指定避難所に指定される私立学校はありませんでしたが、近隣の指定避難所が被災した場合や指定避難所より私立学校が近くにある場合など、避難所に指定されていない私立学校でも多くの避難された方の受け入れを行つたと聞いております。

私立学校施設も、災害時には地域住民の避難所としての機能も果たすなど、重要な施設であります。学校施設の社会的位置づけや重要性については、私立であろうと国公立であろうと、何ら違ひはありません。

私立学校施設の耐震化は極めて重要な課題ですけれども、私立学校施設の耐震化の進捗状況について、また平成二十九年度予算案において耐震対策事業にどのような内容を盛り込んでおられるのか、お伺いをいたします。

○村田政府参考人 お答え申上げます。

まず、私立学校施設の耐震化率、平成二十八年四月の時点でございますけれども、幼稚園から高校までの学校で八六・四%、公立は九八・一%でございます。それから、大学等では八八・八%、国立は九七・九%でございまして、国公立学校に比べて大幅におくれておる状況でございます。私立学校的耐震化の早期完了は喫緊の課題であると私どもとしても認識しているところでございます。

す。

このため、私立学校施設の耐震化関連の予算でございますけれども、平成二十九年度の二次補正予算におきましては、耐震関連としては過去最大規模の三百一億円を確保させていただいたところ

でございまして、平成二十九年度の予算案におきましては、耐震化を一層促進するため、関連予算に前年度より四億円増の四十九億円を計上しているところでございます。

また、私立学校の耐震改築の補助制度でございますけれども、二十八年度までの时限措置とされおりましたけれども、三十年度まで二ヵ年延長することといたしております。

さらに、学校施設の自己負担部分でございますけれども、これは日本私立学校振興・共済事業団によります貸付事業により支援を行つております。

また、私立学校の耐震改築の補助制度でございますけれども、二十八年度までの时限措置とされおりましたけれども、三十年度まで二ヵ年延長することといたしております。

これまで、耐震化も含めた貸付事業への財政融資資金として三百十七億円を計上しているところでござります。

文部科学省としては、こうした国庫補助と融資の両面の支援によりまして、私立学校施設の耐震化を一層促進してまいりたいと考えております。

○古田分科員 どうもありがとうございます。

耐震改築に関しても補助金が出るようになつたことは大変うれしく思つておりますけれども、それもまた二年延長ということで、大変ありがたく思つておりますけれども、需要額が二千億、三千億といふふうに聞いていますけれども、それに対してまだ足らない部分もあるかと思つますので、引き続きまして予算措置の方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、もう時間がなくなつてしまつたんですけれども、昨年、熊本の震災の現場を見に行つた二年延長ということで、大変ありがたく思つておりますけれども、需要額が二千億、三千億といふふうに聞いていますけれども、それに対してまだ足らない部分もあるかと思つますので、引き続きまして予算措置の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○大串主査 これにて古田圭一君の質疑は終了いたしました。

次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)分科員 日本共産党の宮本岳志です。

大臣、おはようございます。

まず初めに、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録についてお伺いをいたします。

私の地元、堺市、羽曳野市、藤井寺市と大阪府は、既に世界遺産暫定一覧表に記載されている百

そういう被害を受けたということでおざいまし

た。

耐震化が進んでいない学校に対しては、個別の状況を把握して、これまで以上によりきめ細やかな対応が必要であるというふうに考えますけれども、私立学校施設の耐震化完了に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○村田政府参考人 先生御指摘ございましたとおり、耐震化がまだおくれている、手がついていない学校に対しても、個別の状況に応じたきめ細やかな対応が大切であると認識しているところでござります。

具体的には、高校以下の学校につきましては、所轄厅である都道府県と密接に連携した対応が必要であるということで、一つとしては、国の補助に加えて、都道府県独自の補助制度ということも充実、拡充をお願いしたいということ、あわせまして、各都道府県におきまして、耐震化がおくれている学校の状況を個別に把握していただき、御相談、アドバイスをしていただくようにお願いをしているところでござります。

こうした各県の取り組み状況を調査の上、公表することによりまして、各都道府県の取り組みとすることもさらに促進するように対応してまいりたいと考えているところでござります。

○古田分科員 どうもありがとうございます。

このことによりまして、各都道府県の取り組みとすることもさらに促進するように対応してまいりたいと考えているところでござります。

○古田分科員 どうもありがとうございます。

舌鳥・古市古墳群が大阪初の世界文化遺産に登録されることを目指して努力をしてまいりました。まず、文化庁に確認いたしますが、現状はどういう状態でございますか。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

世界文化遺産の推薦についてでござりますけれども、これは毎年七月ごろに文化審議会において一件選定をさせていただいているというところでござります。

お尋ねの百舌鳥・古市古墳群につきましては、残念ながら本年度の選定からは漏れたところでござりますけれども、その際に、文化審議会から検討すべき課題が提示されています。現在はそれを踏まえまして関係自治体において検討を進めていると認識しておりますが、来年度の推薦案件につきましては、各自治体から三月末までに提出されます推奨書素案に基づきまして、文化審議会における審議を経て選定されいくという段取りになります。

お尋ねの百舌鳥・古市古墳群につきましては、いることと認識しております。現在はそれを踏まえまして関係自治体において検討を進めていると認識しておりますが、来年度の推薦案件につきましては、各自治体から三月末までに提出されます推奨書素案に基づきまして、文化審議会における審議を経て選定されいくという段取りになります。

さて、この間、連日のように問題となつて、いる、大阪府豊中市内の国有地を近隣国有地の約一割の価格で小学校用地として売却を受けた学校法人森友学園の問題を開きたいと思うんです。

まず、昨日、臨時の大阪府私学審議会が開催されたと伺っております。文部科学省、その内容をつかんでおられますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

大阪府の方から、電話で確認をいたしましたところ、昨日、私学審議会が開かれ、この森友学園の件について審議が行われた。その結果として、まだ引き続き確認をする事項があるということです、来月、三月にもう一度審議会を開き、その状況を踏まえて最終的に認可についての判断を行います。

○宮本(岳)分科員 昨日のNHK大阪放送局の報道によりますと、この小学校の定員百六十に対し一年生四十五人、二年生五人しか集まつておらず、さらに五人程度の辞退者がいるそれがあるということが大阪府から報告をされて、校舎の建設状況や入学予定の児童数、資金計画や学校の教育方針等々をめぐって委員の間から懸念する意見が相次いだ。これはNHKの報道であります。

こういう様子だったと聞いておりますが、事実でしようか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

本件について、委員の方々からさまざまなお意見があつたということは聞いておりますけれども、恐縮ですが、その詳細まで全部私ども確認しておりますところではございません。

○宮本(岳)分科員 これだけ全国的にも話題になり、連日のようにマスコミ、メディアも取り上げておりますから、ぜひ迅速につかんでいただきて、適正に物事が進むように、不適正なところがもあれば、それはきちつと、もちろん、大阪府の私学審議会の問題ですから、国から介入のそしりを受けるようなことはできませんけれども、しっかりと助言や援助をしていただきたいと

うに思つております。

大阪府私学審がこの学校の設置認可をめぐつて委員の間から懸念の声が続出するのは、決して今回も臨時審議会だけではありません。

私は我が大阪府会議員団が大阪府から適正な手続で開示を受けたものであります。この場に全部持つてきております。昨日お伺いすると、文部科学省も情報開示手続によつて同じ会議録を手にされたというふうにお伺いをしております。

この設置認可が議論され、継続審議となつた二〇一四年十二月の定例会議でも、あるいは、そこでは継続審議になり、翌年、二〇一五年一月二十日、臨時会で、条件つき認可相当、こういう答申が出たその審議会も、議事録を見ていただいたら、本当に懸念の声が相次いでいると言わなければなりません。

例えば二〇一四年十一月定例会でありますけれども、委員からは、普通で言うと、私立学校会計基準で、こういう新しい校地、校舎をやるときは第二号基本金という形でね、毎年積んでいくことになつて、予算的にやつちやいけないという指示が文科省から今から十年ぐらい前に出ていて、理事会決定に基づいて、こういう構想があるから校地、校舎等の建築資金を第二号基本金という形で積み立てていくよにという指導があるが、第二号基本金はあるのかとの意見が出されております。

これも文科省に確認しますが、この議事録によると、第二号基本金に関するこの指摘に間違いはないか。そして、議事録によると、それに対し大阪府は二〇一三年度でこの学校の第一号基本金はどれだけあると答えておりますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

学校会計基準で定めたことはありませんか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二号基本金については当然定めがあるわけですが、さりますけれども、府の会議で言及されておりました。これについては大阪府が審査基準を定めているということで承知しているところでございます。

○宮本(岳)分科員 二号基本金というものを私立学校会計基準で定めたことはありませんか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二号基本金については当然定めがあるわけですが、さりますけれども、府の会議で言及されておりました。これについては大阪府が審査基準を定めているということで承知しております。

○宮本(岳)分科員 会議録で、この時点で二号基本金の積み立ては幾らだと答えていましたか。

○村田政府参考人 私どもの手元の議事録でござりますと、それに対して事務局は、平成二十五年度のものなんですが二号基本金はゼロでござります。すと、そういうふうにお答えをされております。

○宮本(岳)分科員 通常積み立ておかなければならぬとされている第一号基本金がゼロであります。

さらには、その上、初年度から黒字とするなどの学園側の收支計画についても、委員たちからは、大丈夫かなどの不安や生徒が集まる根拠への疑問などが続出しております。

金額その他の資産の額」とされているところでございます。

学校法人が将来固定資産を購入するに当たつて、具体的には第二号基本金をどの程度組み入れるかにつきましては学校法人の判断によるものでございまして、第二号基本金への計上がないことをもつて直ちに学校法人会計基準に違反するものではないと考えているところでございます。

先ほど先生御指摘で引かれました文科省の指導云々というのは、私どもちょっと確認をしまつたけれども、それに直接該当するようなものは例としては確認できなかつたところでございます。

二号基本金の取り扱いについては今申し上げたところでございます。

それで、森友学園に関しましては、財務状況を大阪府に確認いたしましたところ、本年三月に、府の審査基準に基づいて、必要な資産等の財務状況も含めて最終的な準備状況について確認を行うということでございます。

大阪府の審査基準を拝見いたしましたと、二号基本金といふことではなくて、法人の全体の資産の状況等について基準を設けまして、その基準に該当するかどうかということで審査が行われていると承知しております。私どもとしては、そうした府の審査基準に基づいて、資産の要件も含めて御判断がなされるものと承知しているところでございます。

○宮本(岳)分科員 二号基本金といふものと私立学校会計基準で定めたことはありませんか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二号基本金については当然定めがあるわけですが、さりますけれども、府の会議で言及されておりました。これについては大阪府が審査基準を定めているということで承知しております。

○宮本(岳)分科員 会議録で、この時点で二号基本金の積み立ては幾らだと答えていましたか。

○村田政府参考人 私どもの手元の議事録でござりますと、それに対して事務局は、平成二十五年度のものなんですが二号基本金はゼロでござります。すと、そういうふうにお答えをされております。

○宮本(岳)分科員 通常積み立ておかなければならぬとされている第一号基本金がゼロであります。

さらには、その上、初年度から黒字とするなどの学園側の收支計画についても、委員たちからは、大丈夫かなどの不安や生徒が集まる根拠への疑問などが続出しております。

いうのはわかりません。しかし、一人の人物が巨額の寄附をして私学を自分の思いどおりに支配するというようなことがありますけれども、そういうことを避けるために、私学にはどのような制度的な保障や仕組みが存在するか、これも私学部からお答えいただけますか。

うか

卷之三

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の議事録において、そのよう
があることは事実でござります。

○宮本(岳)分科員 この塙本幼稚園といふのは幼稚園児に教育勅語を暗唱させていることでも有

今日の憲法と教育基本法のもとではその価値を認めることはできない、こう私は考えております。しかし、教育勅語全文の暗唱といふものは、文部科学大臣も文科省も一貫して否定してきた教育勅語をそのまま子供たちに暗記させる、教え込むという以外の何物でもありません。

昨日、大臣は、大阪府にはどういう状況なのか報告を求める答弁されたようありますけれども、答弁を求めるとともに、万一不適切なものがあれば直ちに正していただきたい。最後に大臣の答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○村田政府参考人 これは、私立学校法における規定が、私立学校の管理運営につきましては規定が

設けられているところです。

これも先生から今御指摘がございましたとおり、私立学校の最終的な意思決定は五人以上の理事会から成る合議体である理事会が行うこととなる、それからもう一つは、評議員会の制度が設けられておりまして、重要な事項については諮詢会を行ひ議論をしていただく、そういう形で、恣意的な学校運営が行われることをチェックする、そういう形になつて、ふつづいてまいりたいと存じます。

○宮本(岳) 分科員 理事会がチェックの役割を果たすと。私も私立学校法改正案を審議しましたから、重々わかつております。

しかし、その理事会も議事録が不十分だと。理事長の発言に対し異議なく了承されたというふうな中身が報告されるばかりで、それではだめだという議論がこの議事録で交わされております。

もちろん、カリキュラムについても危惧の声が
噴出する。一、二、三の意見。特訓会議

唱出しております。一年生の道徳や特別活動の時間が国基準よりも大幅に多い。委員会からは、教育内容は何なのか、どちらかといふと思想教育のような部分がある、少し違和感は覚えるといった懸念が出されております。

一一〇一四年十二月定例会では、森友学園が現在運営している塚本幼稚園について、先日も安倍首相の奥様をお呼びされたり、そういった結構独特といいますか教育勅語を子供たちが覚えてそれを唱えたりとか、幼稚園でやっているようなことの何かを持つてこようということでしょうが、一、二年生というのはという議論が交わされておりま

○宮本(岳)分科員 もちろん私は、「夫婦相和シ」とか「朋友相信シ」とかいう、いわゆる十二の徳目と言われるものも、その全てが、「一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。」ここに係つておりますて、ひざとひざときには全てをなげうつていけるように 日ごろから夫婦は仲よく、友達とも関係をきっちりと努めて、後顧の憂いがないようにしておきなさいといふ意味が込められているのであって、徳目自身が

○宮本(岳) 分科員 ゼひ、しつかりこの中身についても今後つかんでいただきたいと思うんです。ましてや、この塚本幼稚園では、しつけというふうに称して、児童虐待にもつながりかねないことが日常的にやられているおそれがあることが昨日の分科会でも議論になりました。私も、子供がお漏らししたら、そのままかばんに入れて持ち帰らせるといった話は伺っておりまます。

員会、また、さまざま、天下り問題等、大臣におかれましては、陣頭指揮をとつておられることに心から敬意を表します。

ここまで明らかになつてきたのも、松野大臣がこれまで築いてこられた文科省との信頼関係があるからこそここまで情報が開示されてきているんだとも、私は確信をしているところであります。

しかし、今先ほど質疑もありましたけれども、す。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の議事録において、そのような記述
があることは事実でござります。
○宮本(岳) 分科員 この塚本幼稚園というのは、
幼稚園児に教育勅語を暗唱させていることでも有
名な幼稚園であります。
教育勅語をめぐっては、私はかつて衆議院文部
科学委員会で下村博文文部科学大臣と相当突つ込んで、
議論をやつたことがございます。下村大臣
も、私とのやりとりの中で、教育勅語の中の徳田
の中「夫婦相和シ」とか「朋友相信シ」とか真っ当
なものもあると言いつつも、教育勅語をそのまま
使っていいと思うとは一言も申し上げていないと
答弁し、当時の前川初等中等教育局長も、教育勅
語そのものを教材として使うということは考え方
ではない、こう答弁をされました。
文部科学省に確認しますが、この立場に変更は
ございませんね。
○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の、当時の国会でのやりとりがあつ
たことは承知しております。また、文部科学省と
いたしましては、その立場が変わっているもので
はないといつてございます。
○宮本(岳) 分科員 再度確認しますが、教育勅語
をそのまま子供たちに教える、これは適当でな
い、間違いないですね。
○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
一般論として申し上げれば、そのとおりでござ
います。

ることはできない、こう私は考えております。
しかし、教育勅語全文の暗唱というものは、文部科学大臣も文科省も一貫して否定してきた教育勅語をそのまま子供たちに暗記させる、教え込むという以外の何物でもありません。
これは文科大臣に聞かなければなりませんが、これを小学校で生徒にそのまま教えるということは同園のホームページや報道の内容を通して把握をしておりますが、文部科学省として詳細に承知をしているわけではありません。
今、委員から小学校においてというお話をあつたかと思いますが、この教育方針が、まだ認可も受けていない小学校においてどう扱われるかというのは、これは仮定の話でござりますから、仮定の話に私がコメントすることはございませんが、いずれにしろ、幼稚園にしろ小学校にしろ、所轄庁である大阪府が適切に判断をし、指導するものと考えております。

○宮本(岳) 分科員 でも、大臣も、先ほどの文科省の答弁、また前下村大臣の答弁、これは同じですね。

○松野国務大臣 教育勅語に関するでは、これは、戦前においての教育勅語の位置、要は、教育勅語を教育の源泉として取り扱うということは適当でないということが文科省の中で引き継がれている

報告を求める、答弁されたようありますけれども、答弁を求めるとともに、万一不適切なものがあれば直ちに正していただきたい。最後に大臣の答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○松野国務大臣 この事案について、大阪府から状況について聞き取りをしたいというふうに、もう既にこれは聞き取りを電話で昨日行ったところです。

委員御案内のとおり、これはもう自治事務でございまして、文科省が直接的にその学校等に指導することはできません。現状においては、大阪府としつかり、この問題についていろいろと聞き取りを進め、状況を把握したいということです。

○宮本(岳) 分科員 ありがとうございます。

○大串主査 これにて宮本岳志君の質疑は終了いたしました。

次に、小宮山泰子君。

○小宮山分科員 民進党の小宮山泰子でございます。

本日、予算委員会第四分科会で質疑をさせていただきます。

本日は、学校のバリアフリー、また、日本の伝統文化の継承ということで、教育現場における指導の仕方等、さまざまお聞かせいただければと思います。

大阪の案件とあわせまして、今、日本の教育といふ現場が、大変信頼性というものが問われる、やはり、金銭であつたりそういうもので許認が出たり就職になつたりという、そういったことを多くの方が認識をしたということは、ここを今是正しなければいけない正念場なんだ、教育行政においては正念場だと思いますし、その責任というのは松野大臣のやはり手腕にかかっているし、そして、きちんとした道筋をつけていただきますことを大臣には心からお願いしたいと思いますし、御期待を申し上げたいと思います。

それでは、本日、私のテーマでもございます障害者政策の中で、学校の施設のパリアフリーに関する質問に入らせていただきたいと思います。

二〇〇六年パリアフリー新法の附則に、「法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあります。ですが、二〇一一年では基本方針改定を中心とどまり、法改正には至りませんでした。

そこで、今回、オリパラ二〇一〇を見据えて、ようやく動き出したとは感じております。今回の見直しの背景には、障害者制度改革、障害者権利条約の批准、改正障害者基本法、障害者差別解消法の成立や、また、オリンピック・パラリンピック、東京で開催されるというものがあると思つております。

法改正から、現実には、公共交通機関の旅客施設や車両等のパリアフリー化は着実に進展をしておりますけれども、まだまだ進んでいないところ、また、差別がより大きく事件に発展したなどは私たちの記憶に新しいし、これはやはり直していかなければならぬんだと思つております。

先日、二〇二〇年東京パラリンピックへの行動計画が政府から発表され、計画案によると、パリアフリーア法に基づく施設整備基準を一七年度中に改正し、車椅子利用者の利便性を高めるため、駅

ルなどの建設物の設計標準改定で障害者等が利用できる客室確保を目指すこととあります。そして、文部科学省においても、二〇年度から、次期学習指導要領で、障害者との共同学習・道徳・音楽など各教科を通じ、全ての子供に心のバリアフリー教育を実施、教員に対する研修の充実も明記されたと伺っております。

気になるのは、二〇年度からでは、東京パラリンピックにはもう間に合わないわけでありますから、ここはやはり少し早めにいただかなければならないのかなと思います。

また、実際に障害をお持ちの方からの御意見としては、こういった座学ではなく、やはり、ともに学び、インクルーシブな環境というものが、共同することの方が、よほど現実には即したバリアフリー、心のバリアフリーというものを育成するのではないかという御意見も聞こえてまいります。

そこで、障害をお持ちの方が学校に来る状況については、災害時には顕著にあらわれるものでありまして、災害の避難所としての役割、学校に備えるべき設備について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

昨年の十月十七日、厚生労働省並びに防災担当大臣に対して、障害者当事者でもある地方議員などによる市民団体、障害者の自立と政治参加をすすめるネットワークの皆様とともに、熊本地震の際に障害者の皆様が直面したさまざまな問題について、同団体が取りまとめた提言内容の説明と、そして要望書を提出させていただきました。

避難所となつた学校においては、バリアフリー化が十分でなく、被災者である障害をお持ちの方が避難所に入れない、入りにくい、とどまりにくくいということが現実に起きました。結果、障害者の方々は、被災した自宅にとどまる、また、車中にとどまるなどしていたために、食料やそのほかの支援の手に行き渡らない原因となつたと、大変つらい経験を伺わせていただきま

そこで、インクルーシブ教育の時代にも入りきった。なおかつ、パリアフリー法改正での、避難所となりやすい学校においてパリアフリーの義務化をすべきではないかという思いが強くございまます。文部科学大臣の御所見を求めるとともに、積極的に取り組みをしていただきたいと思いまますし、まずは、この点を大臣にお伺いさせていただけますでしようか。

○松野国務大臣 文部科学省では、東日本大震災や熊本地震発生後、これらの災害を踏まえた今後の学校施設の整備方針を検討するための有識者会議をそれぞれ設置をし、児童生徒の安全確保や避難所機能の確保等について提言を取りまとめています。

その中で、避難所機能の確保に関する課題として、トイレについて、洋式が少なかつたり、断水時により利用ができなかつたことや、避難所となつている体育館の出入り口に段差があり、高齢の方が苦労されたことなどが被災自治体の声として挙げられるとともに、避難所となる学校施設に必要となる機能や今後の推進の方策に関する提言が盛り込まれています。

文部科学省としては、この提言を踏まえ、引き続き、避難所となる学校施設に必要な防災機能の強化に努めてまいります。

○小宮山分科員 ありがとうございます。

必要な機能という中において、まず、避難所となつた公立学校の被災時の経験等、文科省としての情報収集また集積のあり方は、どのようなことを行ったのかも具体的にお聞かせいただけないでしょうか。

この中では、避難所で不便だったことの第一位としてはトイレが挙げられていました。避難所が多く占める高齢者には和式トイレが使えない方が多く、大変苦慮されたと書いてありました。高齢者がございまして、熊本避難所調査レポート、号外に出されたそうです。

者や車椅子使用者などが使えないなどは、先ほど述べたとおり、その実態は熊本の村上市議からも伺わせていただきました。また、仮設トイレも同様で、段差等があり使えないということありました。

耐震化とともに、学校の常設トイレの洋式化をすること、また、多機能トイレ、オストメイト対応や折り畳みシートの導入の現状について、文部科学省の見解を伺わせていただきたいと思います。

あわせて、東日本大震災、熊本地震などで避難所になった学校施設での問題点、課題についてどのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

まず、トイレの件でございます。

学校施設は災害時には地域住民の避難所になることから、御指摘のトイレ環境改善についても極めて重要であると考えております。

公立小中学校施設のトイレの状況を調査しましたところ、平成二十八年四月一日現在で、洋式化率は四三・三%、多目的トイレにつきましては全国で約六万カ所が設置されている状況でござります。

これらの状況を踏まえまして、文部科学省としては、これまでトイレの改修について国庫補助を行なうなど環境整備に努めてまいりましたが、今後とも、トイレの環境改善を含め、地方公共団体が計画的に施設整備を行えるよう、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

まだ、御指摘のありました熊本地震、東日本大震災等を踏まえた課題という認識でござります。先ほど大臣からもお話をございました、私どもとしても有識者会議を設置しまして、児童生徒の安全確保や避難所機能の確保等について取りまとめたところ、それを踏まえまして、避難所機能確保につきましては、調査をするとともに財政支援を行なったところでございまして、引き続き、この提言を踏まえまして、避難所となる学校施設に必

要な防災機能の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○小宮山分科員 ちょっとと先に行きました、引き続きトイレの話になりますけれども、ぜひ、今もう少し詳しく本当は老朽化した学校トイレの、和式便器が多いというのを、いろいろな行事等でも、おじいちゃん、おばあちゃんとが来られて、子供たちの応援をしたい、そんなようなときにも、やはり洋式が少ないということで、改修を望む声というのは大変大きくあるということは承知しております。

この点に関して、きのう伺つたところによるところ、県とか地域によって随分、先ほど、随分普及が進んでいるように、データは伺いましたけれども、実際には地域的な格差があるというようなことも感じております。

この点の格差をやはりなくしていくこと、排水システムが重要となつてまいります。

東日本大震災のときにも、私も学校の施設、衛生環境のところを見て回りました。非常に、仮設トイレも水が流せないという状況、汚物が積み上がるような状況になつておりました。

また、学校の方も、浄化槽が設置してあるところは多少は、環境衛生関係の皆様がバキユームカーキを持ってきて処理をし、また他県で屎処理などをしていたあたり、そういうことをされましたけれども、なかなか都市部では厳しいところはそのままになつてゐるのではないか。環境負担のことあわせて考えますと、合併浄化槽への転換というのは全て、一〇〇%にするべきである

と考えております。

この点に関しまして、また、先ほどの洋式に変更する、耐震化等、さまざまなもの、また、災害のときは代理の設備等の支援というのも大変望まれているところではあります、日常のことでもありますし、応用がさくとすることで洋式に転換する、その推進に関して何か地方自治体等への支援策がありましたら、あわせてお聞かせいただければと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、トイレの調査についてお話をさせていただきました。

実は、この中で、各学校設置者のトイレの整備方針というのを調査してございます。

それを見ますと、学校設置者、全体千七百九十九自治体の整備方針の内訳でござります。おおむね洋便器化をしたいという自治体が全体の四二・五%、各階に一個程度和便器を設置し、他是洋便器が一三・四%、各トイレに一個程度和便器を設置し、他是洋便器とするのが二九・三%、洋便器と和便器をおおむね半々に設置が一〇・七%、あとはその他となつてございますが、和便器より洋便器を多く設置する方針の学校設置者は全体の八五・二%になつております。

これに沿つて、私どもも、地方の計画がちゃんと進むように財政支援を行つてまいりたいというふうに考えております。

あと、トイレの断水があつた場合件でござりますが、御指摘の学校施設における浄化槽の設置状況につきましては、残念ながら把握はしてございません。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

下水道が普及していない地域に立地する学校施設につきましては浄化槽の設置が想定されるところですが、これにつきましては、地方公共団体が学校施設の整備を行う際にはあわせて国庫補助の対象としてございます。また、下水道が普及している地域におきましても、災害時に下水管に被害が生じた場合、マンホールトイレとあわせて污水貯留槽の設置なども検討しておくことが有効である

ると考えであります。これらについても国庫補助をしているところでございます。

○小宮山分科員 引き続き、学校施設の防災機能の一層の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○小宮山分科員 ありがとうございます。

学校の防災拠点としての役割を担うために今後優先的に改善した方がいいと思うことは何かといふアンケートでは、自家発電装置、長期停電によりテレビ、携帯が使えず情報不足になるといった点。また、非構造部材の耐震化、校舎自体の耐震化は終了しても天井、内装、照明、窓ガラスなどが非耐震ということで、大分壊れた事例が多かつたと伺っております。そして、今取り上げましたと伺つております。

東日本大震災では、計画停電で、関東、まあ、東京、永田町は余り停電がなかつたので、この話をすると、私の地元が埼玉、川越ですけれども、一日一度の計画停電等があつたといたことで、さまざま苦労が皆さん地元ではあつた、商売にも影響したという話は聞けるところであります。また、避難所に指定される可能性の高い学校施設も、当然、停電というエリアに入ることが想定されます。被災時にも電源確保また蓄電池などの設備といふものも設置をするべきであると考えております。

この点につきまして、今現状どのようになつているのか、また、今後、設置に対しての補助や支援策はどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

国立教育政策研究所の調査によりますと、災害時の避難所に指定された公立学校施設において、自家発電設備等が設置されている割合は、平成一十七年五月一日現在で四三・九%となつてござります。これにつきましては、東日本大震災以降、かなりその設置率を上げてきて、いるといふことがございます。

において蓄電池を設置する際の施設整備について国庫補助も行つてございますので、引き続き学校施設の非常電源確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○小宮山分科員 ゼひよろしくお願ひいたします。

先ほどお伝えしました、障害者の自立と政治参加をすすめる不ツットワークの皆様方の御要望を聞いていても、福祉避難所をつくつたといつても、やはり、一時的避難をされる多くの方は、まずは学校に向かうということがあります。また、多くが、地域において避難所という指定を受けているのも公立の学校かと思つております。

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」というのが出されておりました。その中には、熊本県のアンケートによると、救命避難期、生命確保期に当たる地震直後から二日から三日後までは、トイレ、非常用電源、水、情報通信機器のニーズが高い、また、段差の解消は、高齢者や障害者への対応だけでなく、物品の搬入にも必要となる、これらについては、避難のために不可欠な機能と考えられる。地域の実情に応じて必要最低限備えるべきものを検討し、それらを優先的に整備または機能確保すべきである。

また、避難所となる学校施設においては、雨漏り等の施設老朽化に伴う建物性能の喪失がないことのほか、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、学校施設として備えておくべき基本的な建物性能が確保されていることが重要であるというような報告書があります。

また、その中には、文科省は、内閣府、総務省消防庁、国土交通省等の関係府省と連携を深化することともに、地方公共団体において関係者の適切な協力体制が整備され、各学校における防災機能強化の取り組みが促進されるよう要請していく必要がありますと提言されております。

現在、学校は、パリアフリー法におきましては、特定建物、利用円滑化基準に適合努力義務と

なつております。これを特別特定建築物として適合義務にすること、学校のバリアフリー化がより早期に実現するものと考えております。

災害に強い、災害後に強い学校にすること、子供たちと地域の人々を守る拠点となります。これは、社会とともに学校が人を育むことを体現するためにも重要な観点だと確信しております。この点につきまして、ぜひ、大臣におかれましては前向きに御検討されることを強く要望いたし、また、ぜひこの点に關しまして御意見を聞かせていただければと思います。

○松野国務大臣 避難所としての学校の機能、必要な機能に対する考え方方は先ほど申し上げたとおりであります。委員の方から御指摘をいたしました、インクルーシブ教育を推進する上でという観点で、障害のある児童生徒が学び障なく学校生活を送ることができるようになりますため、学校施設のバリアフリー化を進めることは重要であると考えています。また、地域社会における学習活動の場、先ほど申し上げた災害時の避難所としての機能も求められることから、学校施設のバリアフリー化を進めること、このことに関してもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

バリアフリー法では、不特定多数の方が利用される建築物、及び、主として高齢者、障害者の方が利用される建築物について、建築物移動等円滑化基準への適合を義務づけています。学校施設につきましては、委員から御指摘があつたところ、障害のある児童生徒が学ぶ特別支援学校は義務づけの対象になつていますが、一方で、その他の学校は努力義務の対象となつていると承知をしております。

匠のものもござりますので、ぜひ、一千点と言わ
ず一万点ぐらいはそろえていただければなという
ふうに思います。

さて、私の地元は川越でございまして、ユネスコ無形文化遺産で指定を受けました川越氷川神社の祭り、川越まつりが大変有名であります。市内各所、鯨井の万作踊りや南田島の足踊り、富士見市においては南畠神社や諏訪神社の獅子舞など、さまざまな伝統文化が残るエリアでもございます。地域に根差した伝統行事、文化を担う地元の小学校など、保存会などの方の外部講師を得て教えている場合もあると伺っております。

統文化に親しみ、あるいは体験、習得できる機会を充実させるよう、努力を続けてまいります。こうしたことをを通じて、学校教育において伝統や文化について学ぶ機会を一層充実してまいりたいと考えております。

○小宮山分科員　ありがとうございます。

地域、日本の伝統文化を学ぶことによって、世界各国の文化を大切にする人たちとその思いも共有可能、そんなすばらしい教育ができることがあります。

心からお願ひして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

登校に加えて、貧困問題、虐待などさまざまな問題を抱える子供に寄り添つて、必要に応じて福祉制度や行政サービス等の利用を支援して、またそれら関係機関の間に立つて子供を取り巻く環境を少しでもよくしようとさまざまなお働きかけを行なう、こうしたスクールソーシャルワーカーの必要性は、現場の要望も含めて高まっているにもかかわらず、現状では、市内の学校には配置されていない、隣の市に行かなければスクールソーシャルワーカーがいないというような状況もございま

区に約一万人配置することを目標として立てております。平成二十九年度予算案におきましても、対前年度約三億円の増額ということで、約十三億円を計上しているところでございます。これによりまして、二十八年度が、予算積算上、三千四十七人でござりますが、二十九年度の予算案では五千四十四人の予算積算を積んでいるというところでござります。

引き続き、文部科学省といたしましては、スケールソーシャルワーカーの配置の拡充に向けて

このように、地域とともににある肌で感じる、学べるような地域の文化学習の機会をとっていたくだくことが望ましいと思いますけれども、この点に関しまして、文科大臣の御見解をお聞かせください。

○大串主査 これにて小宮山泰子君の質疑は終了いたしました。

次に、角田秀穂君。

○角田分科員 おはようございます。公明党的な角田秀穂でございます。

本日は、質問の機会をいただきましたことをまずもつて感謝申し上げたいと思います。

早速質問を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第一点目としては、子供の貧困対策ということにもかかわってまいりますけれども、このことに関して幾つかお伺いをしていきたいと思います。

学校現場における生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒や発達上の特別な支援を必要とする児童

いても、その先の支援にどう結びつけてよいのかが、まではなかなかわからない。そうしたとき、身近なところと一緒に動いてくれる福祉の専門家がいることは、これだけでも非常に心強いことだらうと思います。

そうした点からも、できる限り全ての現場に配置されることが目指されるべきと考えますが、子供の貧困をめぐるさまざまな指標を見ても、依然として高い水準にあることを考え合わせて、今後、早急に配置を拡大していくことを目指すべきと考えております。

この点について、文部科学省として、スクールソーシャルワーカーの配置の目標はどこに置いているのかといったことも含め、今後の取り組みを

○角田分科員 現場のニーズも高まっている。また、貧困の問題というのも、さまざまな指標を見ても非常に高い水準であって、早急な対策が必要で、どこで把握するか、学校というのも非常に大きな機会であろうと思います。

そうしたことから、平成三十一年度には全中学校ということですけれども、小学校の現場も含めて、可能な限り早急に各現場に配置がされるとう、これからも積極的な取り組みを希望させていただきたいと思いますし、また、そうした人材の養成確保についても、文科省としてもしっかりと取り組みを進めていただきたいと、そういうことを希望させていただきます。

地域に根差した伝行事、また教育の場でどうすることでございますが、御指摘のとおり、子供たちが地域に根差した伝行事などの日本の伝統文化について学ぶことは、大変重要であることは言うまでもありません。

本年度中の告示を目指している小学校、中学校の学習指導要領の改訂案においても、県内の主な文化財や年中行事、我が国や郷土の音楽、和楽器、和食、和服など、我が国の伝統や文化に関する教育について充実を図ろうとしているところであります。

生徒がふえている、こうしたことに加えまして、子供の貧困問題を早期に把握して必要な支援に結びつける必要性も高まっている中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する現場のニーズも高まっております。特にスクールソーシャルワーカーについては、新年度予算案でも増員が目指されているものの、まだまだ十分にニーズに応えるには不十分な状況であろうかと、いうふうに考えております。

新年度予算案を見ましても、スクールカウンセラーについては、公立の小学校で一万六千校、中

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
子供の貧困問題など、子供を取り巻く環境に働きかけながら福祉の専門家として支援を担うスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図つてはいくことは、委員御指摘のとおり、大変重要なことと考えております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成二十七年十二月の中央教育審議会の答申におきましても、日常的に相談できるよう配置の拡充を検討するとされておりまして、これを受けまして、

いと思います。
これは、学校教育法第十九条において、経済的理由によつて就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する市町村は必要な援助を与へなければならぬといふところから、要保護及び要保護に準ずる就学援助として、学用品・修学旅行費・給食費など必要な費用の援助・補助が行われておりますけれども、ここでは主に、準要保護児童生徒、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた児童生徒に対する就学援助について質問をしたいと思います。

学校では全ての公立中学校で相談体制の整備を図られようとされておりますけれども、いじめや不

て、文科省といったしましては、平成三十一年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校

学校生活においてかかる費用、これはさまざまありますが、特に学校に上がるときが、やはり学

携体制の強化を図るため、例えば連携支援員を配置したり、個別の支援計画を活用して情報共有をする取り組みなどを支援するものであります。文部科学省としては、こうした支援に加え、当該事業において成果を上げた自治体の取り組み事例を全国的に発信し、切れ目のない支援を推進してまいります。

うしたモデル的な、また好事例、そうしたもののが発信、それによって、全国的にこうした切れ目がない支援体制が構築されるよう、今後の取り組みもまた要望したいと思います。

この点に関して一点だけ。今お話をありましたが、連携をするために福祉部局との連絡支援員の

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
委員お尋ねの件につきましては、専門家もあり
配置というものを一例として掲げられていますけ
れども、具体的にこれはどういう方を想定されて
いるのか、この点だけちょっと確認をさせていた
だければと思います。

得ますし、あるいは事務もあり得るということ
で、特段、現時点において明確なイメージがある
わけではございません。

○角田分科員 時間もありませんので、次の質問
に移させていただきたいと思います。

ここで取り上げさせていただくのは、動物介在の活動についてということで少しお伺いをしていただきたいと思うんですけれども。

りまして、一つにはレクリエーションの分野、それから医療の分野、それから教育という大きく三つの領域に分けられます。

医療としての動物介在療法、これはAAT、要すればセラピーですけれども、医療の現場で治療行為として行われる補助療法で、医療従事者の主導のもと、精神的、身体的機能や社会的機能の向上など、治療を受ける人に合わせた目標を設定して行われているもので、一つには医師がかわっているかどうかということで区別をされます。こ

の点については、治療を主導する医師の理解がまだ広がっていないこと、また、この活動自体、専らボランティアの協力によって行われておりますけれども、我が国においてはそうしたボランティアの裾野が狭いことなどからほとんど普及をしていないというのが現状でございます。

そのプログラムの内容についてはもう時間もありませんのでここでは割愛しますけれども、私自身も幾つかの学校、小学校も含めて、このAAE、動物介在教育の模様を視察させていただいてまいりました。

現在の子供たちは、生命のとうとさやかけがえのなさに心を揺り動かされることはなかなかなく、そういう直接体験が少なくなっているところでございます。

動物と直接触れ合うことを通じまして、生き物への親しみを持ち、生命を尊重することについて学ぶということは大変重要であると考えております。

これまで、各学校におきまして、それぞれの学校、地域の実態や子供の発達の段階を踏まえながら、生活科において動物を飼育する活動、総合的な学習の時間や学校行事などにおいて、さまざまなものと触れ合う体験的な学習などの活動が行われてきているところでござります。

本年度内に改訂を予定しております新しい学習指導要領の改訂案におきましても、命の有限性などを実感しながら理解することができるようにならぬ教科の特質に応じた体験活動を充実することとしております。各学校、地域においてさまざまな取り組みが進められるように、学習指導要領の趣旨をしつかりと周知してまいりたいと考えています。

また、この学習指導要領の趣旨を周知していくに当たりましては、既に各学校や教育委員会、あらへば開拓団本部など者責めてこそ、より効力をもつて

在教育に関する実践あるいは研究の成果を踏まえまして、効果的な活動を行う上で特に留意すべき点などを示していきたいと考えております。

は、触れ合い活動の実践をする中で出会つたこととして、こんなエピソードを紹介しております。地域や学年にもよりますが、一回死ぬともう帰つてこられないと思うが、帰つてこられると思うかと尋ねます。ボタンを押すと生き返ると思う

クを受けたことがありましたと。その上で、今、都市化が進む中で、自然是遠のき、動物との生活も許されない環境もあります。

また、今、ともに暮らす動物の代表、犬と猫は、人類との長いつき合いの歴史を歩んだことで、既に帰る自然を失った動物です。人の社会の一員、家族の一人としてのみ生きていかなくてはなりません。幸い、犬と猫は動物介在活動、動物介在療法、動物介在教育の現場で多くの役割を担います。

こののような動物たちからのすばらしい恩恵を正しく受けとめるためにも、動物介在のこうした活動の普及の必要性を強調されております。

動物介在教育の発展型として、アメリカではリードプログラムという動物を交えた読み聞かせのプログラムも開発をされ、効果を上げております。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

動物介在教育は、人と動物の極めて長いつき合いで育まれてきた土台をベースに、最も大切な命の大切さを学ぶということを含め、多くのことを学ぶことができる非常に効果の大きい試みだとも思つております。先ほども、これからさまざまで、ぜひ、少しでも多くの現場で取り上げられ、またその有効性が証明され、広がっていくことを望むものでございます。

松野大臣におかれましても、ぜひ一段落したら、こうした現場も視察をしていただければと思いますして、そういう要望をさせていただきながら、質問を終わらせていただきたい。

○大串主査 これにて角田秀穂君の質疑は終了いたしました。

次に、木村弥生君。

○木村(弥)分科員 自由民主党の木村弥生です。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

私は、子ども・子育て政策に力を入れております

して、とりわけ、幼児期の環境、愛着形成がその後の人格形成に大きな影響を与えると考えております。

幼稚園においては、幼稚園、保育所、認定こども園等があり、四、五歳児ではほぼ全ての児童がどちらかの施設に通っています。

私は、昨年、自民党の待機児童問題緊急特命チームの座長として、保育園の待機児童問題に取り組み、提言書を安倍総理に提出いたしました。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されております。加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

動物介在教育は、人と動物の極めて長いつき合いで育まれてきた土台をベースに、最も大切な命の大切さを学ぶということを含め、多くのことを学ぶことができる非常に効果の大きい試みだと思います。そこでも、ぜひ、少しでも多くの現場で取り上げられ、またその有効性が証明され、広がっていくことを望むものでございます。

松野大臣におかれましても、ぜひ一段落したら、こうした現場も視察をしていただければと思いますして、そういう要望をさせていただきながら、質問を終わらせていただきます。

○大串主査 これにて角田秀穂君の質疑は終了いたしました。

次に、木村弥生君。

○木村(弥)分科員 自由民主党の木村弥生です。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

保育所や認定こども園等に通わないゼロ一二歳児の子供を持つ家庭に対する支援の必要性について政府はどのようにお考えか、お聞かせください。

○松野国務大臣 幼稚園は、学校教育法において、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとされているところであり、地域にお

ける幼児期の教育センターとして、家庭にいる児やその保護者への支援に役割を果たすことが期待されています。

実際に、木村委員も、お地元いろいろお話を聞きする中でこういった声が多いという御指摘もありました。

実際に、約九割の幼稚園において子育て講座や教育相談などの子育て支援活動を実施しています。政府としては、こうした活動に関し、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業

も・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されており、加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されており、加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されており、加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されており、加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

平成二十九年度予算では、保育の受け皿拡大に予算が計上されており、加えて、保育所や認定こども園に通う子供たち、ゼロ一二歳児については、子ども・子育て支援拠点事業

や私学助成により幼稚園を支援しているところであります。これは、日本でも数年ほど前から特別支援学級で実践が試みられているというふうにも伺つております。

政資源だけで考えるのではなく、NPOや民間企業の知見を有効活用していく、それぞれの家庭の事情やニーズに呼応できる受け皿、選択肢をふやしていくのも、これからの中でも重要な視点であり、民間委託を推進するべきだと考えます

が、政府の見解をお聞かせください。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童クラブの運営主体でございますけれども、平成二十八年の五月現在の調査によりますと、全数二万三千六百十九カ所のうち、公設民営

で実施されているクラブは一万五百八十九カ所、割合にいたしまして四四・八%ということで、増加の傾向でございます。

放課後児童クラブにつきましては、ほかに直営あるいは民間立など多様な運営主体によつて実施されています。運営費等の支援等もお考えいただければと思いま

す。

次に、学童保育施設についての質問でございま

す。

先ほど保育園の待機児童問題に触れましたが、小学校入学後、学童保育のニーズもまた高まる一方です。厚生労働省の調査によれば、学童保育施設を利用する児童は二〇一六年の五月時点で過去

これまでにも、幼稚園で園庭の開放といった、ニーズに応じたきめ細やかな対応こそ、少子化対策、ひいては待機児童問題の解消にもつながると考えております。

保育所や認定こども園等に通わないゼロ一二歳児の子供を持つ家庭に対する支援の必要性について政府はどのようにお考えか、お聞かせください。

○松野国務大臣 幼稚園は、学校教育法において、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとされています。限られた行

政資源だけで考えるのではなく、NPOや民間企業の知見を有効活用していく、それぞれの家庭の事情やニーズに呼応できる受け皿、選択肢をふやしていくのも、これからの中でも重要な視点であり、民間委託を推進するべきだと考えます

が、政府の見解をお聞かせください。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

現在、学校においては、平成十七年度より栄養教諭制度が開始されております。栄養教諭は、学校で食に関する指導の推進に中核的な役割を担つております。

文部科学省の調査によりますと、全国の学校に配置されている栄養教諭の数は約五千四百人であり、全ての学校に配置されているわけではありません。現在の配置基準は、児童生徒数が五百五十人以上の場合で一校に一人ですけれども、食に関する指導は、学校の規模や学校給食実施の有無にかかわらず、全ての学校において行われる必要があると私は思います。

と申しますのも、私の地元地域で、子育て支援、特に若年のシングルマザー等への支援をしておられますNPOの代表の方から、食材や栄養に関する教育支援までが必要な場合も少なくないと話をしております。きちんととした食育指導を受けた子供たちが、また成長して、自分たちが親になつたときに、それを継承することができるためにも、食育支援は大変有意義なものであると考えております。

○藤原政府参考人 栄養教諭の配置の必要性について政府はどのようにお考えか、お聞かせください。

栄養教諭等の定数につきましては、これまでその配置基準の改善について鋭意努力してきたわけですが、さらに、その配置基準の改善だけではなくて、肥満や偏食など、食の指導への対応のための加配定数についても拡充に努力しております。

平成二十九年度の予算が要求の段階におきましては、共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善を盛り込んで財務省と折衝したところでございますが、残念ながら配置基準の改善はできず、加配定数が十人増ということになつた次第でございます。

文部科学省といったしましては、栄養教諭が担うその専門性に基づき、食に関する指導の推進の中核的な役割を担つていることから、その必要性を

十分踏まえながら、今後とも、引き続きその配置の拡充について努力、検討してまいりたいと思つております。

○木村(弥)分科員 ありがとうございました。

続けて、学校給食に関する質問をさせていただきます。

文部科学省の調査によりますと、公立の学校において保護者が負担する学校給食の月額が、小学校が約四千三百円、中学校が約四千九百円となるております。また、学校給食費を負担することが困難な生活保護世帯やそれに準ずる世帯に対しても、就学援助を通じて学校給食費の補助がなされています。

この一方で、幾つかの自治体では、経済的には学校給食費の負担が困難ではない世帯に対しても給食費を無償とすることで、若い世帯の移住を推進しようとする取り組みを行つていると聞いております。

このように、貧困家庭のサポートという観点で

はなく、若い世帯に対する経済的な援助を通じた地域活性化という積極的な理由で学校給食費を無

償化する自治体に対してその費用の一部を国が補助するという制度を創設することは、安倍政権が

見解はいかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

栄養教諭等の定数につきましては、これまで

その配置基準の改善について鋭意努力してきたわ

けでございますが、さことに、その配置基準の改善だけではなくて、肥満や偏食など、食の指導への対応のための加配定数についても拡充に努力して

おりました。

この配置基準の改

善につきましては、学校の設置者が

設置費や人件費につきましては学校の設置者が負担しております。

この保護者負担分につきましては、既に、一部の自治体におきましては、それぞれの地域の状況

を踏まえまして、無償とする取り組みが実施され

ていると承知しております。これら一部自治体に

おける取り組みにつきましては、子育て支援や地

域活性化に資するものがあると考えられます。

他方、学校給食の無償化に向けた国財政的

支援のあり方につきましては、さまざま意見がありますとともに、また、その財源の確保、あるいは学校給食を実施していない学校の児童生徒との公平性、バランス、こういった検討すべき論点が幾つかあると考えております。このため、文部科学省といたしましては、御指摘の財政的な支援につきましては現時点では慎重に検討する必要があると考えておりまして、まずおいて保護者が負担する学校給食の実施率の向上など、学校給食の普及充実に努めてまいりたいと考えております。

○木村(弥)分科員 学校給食の無償化につきましては、財源等さまざまな問題があることは承知しております。今、子供の医療費が自治体によってばらばらなどころがある中で、私は、医療費のことを含めてもう一度考え方、公平な形で取り組んでおります。今、子供の医療費が自治体によってばらばらなどころがある中で、私は、医療費のこととが大事ではないかな、これは本当に個人的な思いですが、そういうことを考えております。

○木村(弥)分科員 ありがとうございます。

次に、障害のある子供たちとその御家族への支

援についてお尋ねいたします。

私が所属しております超党派の永田町子ども未

来会議という勉強会では、人工呼吸器を装着して

いる障害児その他の日常生活を當むために医療を

要する状態にある障害児、いわゆる医療的ケア児

とその御家族への支援を議論してまいりました。

その努力が実り、昨年改正されました児童福祉法

において、初めて医療的ケア児が定義された次第でございます。

医療的ケア児への支援は、福祉、教育、医療か

らの連携が不可欠でございます。文部科学省の調

査によりますと、特別支援学校ではない一般の公

立の小中学校に通う医療的なケアが必要な児童生

徒は、全国に約八百四十人いるとされておりま

す。

一方、そういった児童生徒の保護者からは、学

校で医療的ケアを行なう看護師などの配置は十分に進んでいないと聞いています。特に、一人では登園できない、登校できない児童に付き添う介助者の配置が十分ではありません。

また、教育委員会等に対しましては、看護師等

療的ケアを行う看護師等の数はまだ不十分であり、このたび、平成二十八年度予算において、学校で医療的ケアを行う看護師等を千人、充実させるための予算が計上されましたのは大変心強いことで、感謝しております。

しかししながら、募集をかけても集まらない、人材確保が厳しいという指摘もあります。

私は、この課題について一点の提案があります。

一つは、看護師基礎教育の段階で現場の実習を進めいくということ。

そしてもう一つは、地域の訪問看護ステーションを活用することです。訪問看護師の活用につい

ては、その地域の教育委員会との兼ね合いや、在宅ではないからとという理由で進まない事情があるようですが、この点につきまして文科省のお考えをお聞かせください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、公立学校において医療的ケアを必要とする児童生徒につきましては、平成二十七年度の調査結果によりますと、特別支援学校では八千百四十三名、それから公立小中学校では八百三十九名、これは委員御指摘あったとおりでございます。

医療的ケアを実施する看護師の数についてでございますが、現時点では、特別支援学校で一千五百六十六名、公立小中学校で三百五十名という実態になつております。

文部科学省といたしましては、公立小中学校と特別支援学校で医療的ケアを行なう看護師の配置に必要な経費の一部を補助し始めしておりまして、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加傾向に対応するために、予算積算上の人数につきましては、

平成二十八年度、今年度が千名でございますが、二十九年度の予算案では二百名増の千二百名に拡充するという予算を計上しているところでございます。

また、教育委員会等に対しましては、看護師等

や関係部局と積極的に連携を行なながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するようには、厚生労働省と連名でお願いをしているところでございます。

さらに、医療的ケアが必要な児童生徒の安全を確保するために、学校において医師と連携した校内支援体制を構築するためのモデル事業についても、二十九年度予算案に計上しているところでございます。

このように、文部科学省いたしましては、今後とも、看護師の確保に努め、医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援の充実に努めていきたいと考えております。

○木村(弥)分科員 本日は厚生労働省からもお越しいただいておりますが、何かござりますでしょうか。特になければ、次に進めたいと思います。

次は、放課後等のデイサービス、障害児のための学童保育等について質問させていただきます。六歳から十八歳までの障害のある子供が放課後や夏休みなどの長期休暇中に利用する放課後等デイサービスは、障害のある子供の自立支援や日常生活の充実のために、欠かすことのできない重要な役割を担つていると認識しています。

NPOや民間企業による運営がふえて、受け皿拡大に寄与した一方、施設ごとに質のばらつきが生じ、中には十分な設備や人員が配置されていないところもあると聞いています。

障害のある子供を持つ親が安心して学童保育施設や放課後等デイサービスに我が子を預けて働くことができる環境を提供することが大切です。

さらに申し上げれば、人材確保が困難という側面があるのなら、親御さん、現実はお母さんが中心になると思いますけれども、お母さんたちの就労支援につながるのではないかと考えます。一昔前は、障害児の母親はつきつきりでその子の面倒を見なくてはいけない、学校にもずっと付き添うに思っています。

私は、ソーシャルファーム議員連盟の事務局長を務めています。

ソーシャルファームとは、社会的弱者の方たちへの就労支援、それもビジネスとして成り立つ社会的な企業、そういう仕組みづくりを進めています。

まさに安倍政権が目指す一億総活躍社会の理念にも合致するものと考えます。障害者もその保護者の方も、能力に応じて就労し、納税者となり得る、まさに安倍政権が目指す一億総活躍社会の理念にあります。

ありがとうございます。

私は、ソーシャルファーム議員連盟の事務局長を務めています。ソーシャルファームとは、社会的弱者の方たちへの就労支援、それもビジネスとして成り立つ社会的な企業、そういう仕組みづくりを進めています。

そこで基づきまして自己評価結果をしっかりと書いて公表するということを義務づけるというようなこととしまして、まさに、支援の質の確保、障害のある子供の自立支援とともに、保護者の就労支援の必要性に対する政府のお考えをお聞かせください。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

今委員の方からも御指摘ございました放課後等デイサービスにおきましては、障害のあるお子さんの授業終了後の支援の場所としても、それからまた、今委員の方からもお話をございましたけれども、そういうたった障害のあるお子さんをお持ちの保護者の方が就労し続けるということからも、大変重要な役割を担つてているということで認識をしております。

この放課後等デイサービスにつきましては、平成二十四年にこの制度を創設いたしましたけれども、それ以降、事業所の数が非常に大幅に増加をしております。ただ、その一方で、まさに先ほど委員の方からも御指摘ございましたけれども、支援の質が低い事業所であつたり、あるいは適切でない支援が行われている事業所があつて、いるといふ御指摘もございました。

そういうことで、私ども、関係の審議会の、社会保障審議会の障害者部会というところで御議論いただいて、その報告書の中でも、やはり支援の内容の適正化、そして、質の向上ということをしっかりと求めしていくべきではないかということをされたところでございます。

○木村(弥)分科員 ありがとうございます。この放課後等デイサービスにつきましては、平成二十四年にこの制度を創設いたしましたけれども、それ以降、事業所の数が非常に大幅に増加をしております。ただ、その一方で、まさに先ほど委員の方からも御指摘ございましたけれども、支援の質が低い事業所であつたり、あるいは適切でない支援が行われている事業所があつて、いるといふ御指摘もございました。

そういうことで、私ども、関係の審議会の、社会保障審議会の障害者部会というところで御議論いただいて、その報告書の中でも、やはり支援の内容の適正化、そして、質の向上ということをきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

私は、この日本におきまして生まれた子供たちが、どのような家庭環境に生まれようと、大人と社会を信頼してすくすくと成長し、そしてよき社会人として育つような、そういう社会にしていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

○大串主査 これにて木村弥生君の質疑は終了いたしました。

次に、緒方林太郎君。

○緒方分科員 民進党、緒方林太郎でございました。

本日の第四分科会最後の質疑者ということで、松野大臣、長い分科会、本当に疲れさまでござりますけれども、事業所におけるサービス提供の責任者の方の要件としまして、新たに障害児

等の支援の経験を必須化するというようなことがあります。皆さん、結構教育の話が多かつたと思いますが、最後、私一人、少し毛色の違う話をさせていただきたいと思います。

公益社団法人日展についての質問でございます。

日展については、少しだけ簡単に経緯を申し上げさせていただきますと、二〇一三年に朝日新聞の方で、日展五科、書の篆刻の部門で不正審査が行なわれて、入選者、特選者の社中ごとへの数の配分とか、それに伴うお金の流れがあるということが朝日新聞にスクープでばんと抜かれて、その後、日展の方で第三者委員会をつくって改革案を取りまとめ、そして、その改革を進めた結果、平成二十七年、二十八年というのは、改組新日展ということでこれまで行なれてきております。

私は、二年前のこの予算委員会分科会、全く同じところで下村文部科学大臣にこの件について質問させていただき、昨年も内閣委員会の方でこの件について質問させていただきました。

質問しますと、投書が物すごくやつてくるんですね。いかに自分たちがこのお金の話とか不正審査の話とかで苦しんでいるかというのと、改組された新日展でもそれは余り、変わっているところもあるけれども、変わっていないところもあると。

私も、不正審査が起き、そして日展が自己改革を進めてきたその結果として、例えばこれまで入選とか特選に入つてくることのなかつた社中の方から入選者が出て、特選者が出るというような事態が生じていていること、そういうことで一定程度の公平性が確保されつつあるということについては評価したいと思いますが、まだまだこの件は十分ではないのではないかと思います。

まず冒頭、お伺いいたします。

公益法人を所管しております内閣府、現在の日展改革の状況をどのように見ておられますでしょうか。

○川淵政府参考人 お答え申し上げます。

公益社団法人日展における不正監査の疑いの問題についてでござりますが、公益認定等委員会として、第三者委員会による指摘、提言を受け、役員の責任をどのように果たし、どのように改革を実行していくかについて、平成二十六年四月に法人に対し報告要求を行いました。

施される体制が確保されたと認識をしています。また、昨年に開催された改組新第三回日展の審査において、審査員行動基準の違反はなく、審査は公正かつ公平に実施されたと報告を受けています。

ね、御答弁いただけれど思ひます。

公益社団法人日展における不正審査の疑いの問題についてでござりますが、公益認定等委員会と

施される体制が確保されたと認識をしています。

○川端政府参考人　御旨箇の点、日展規則に照ら
ね、御答弁いただければと思います。

て、そのような情報も参考にしつつ、しつかり見

て、そのような情報も参考にしつつ、しっかりと見ておきます。

1

ね、御答弁いただければと思います。
○川淵政府参考人 御指摘の点、日展規則に照ら
してどうなのがかという点につきましては、日展規
則は日展御自身で決めておられることなので、ま
ず公益社団法人日展自身が説明責任を果たすべき
ものと考えております。

て、そのような情報も参考にしつつ、しっかりと見
ていきたいと考えております。

○緒方分科員 実際に私はその対象となつた文書
をお渡ししております。真贋も確認してほしいと
事前に申し上げております。そういう行為が行わ
れていることは確認いただいているはずです。そ

て、そのような情報も参考にしつつ、しつかり見ていくたいと考えております。

•

法人からは、同年の八月までに、日展規則を改正すること、それから日展審査員行動基準を作成して守っていくということについてなどの取り組みの報告がありまして、一定の前進があつたものというふうに理解しております。もちろん、この改革の動向がどうなるかについては、引き続き注視していくべきものというふうに認識しております。

いすれにいたしましても、日展の改革については、それが実質を伴つてゐるものであるかどうか、繼續して注視していくことが必要だとうふに考えております。

○緒方分科員 前回質問したとき、そんなに後ろに下がつた姿勢じゃなかつたですよ。前回、前の局長は、改革の趣旨に反するのではないか、そこまで答弁をされました。

それが日展改革の方向性、さらには公益社団法人としてのあり方、その観点から問題ないのかということを聞いているんです。そんな後ろに下がつた答弁、だめですよ、局長。

○川淵政府参考人 繰り返しで恐縮でございますが……(緒方分科員)もう、じゃ、いいと呼ぶ

○緒方分科員 いや、これはひどいですよ。本當にひどいですよ。一般論でしか答えられない。私、

1

○緒方分科員　念のため確認ですけれども、改革が貫徹をされた、全て実施をされて何の問題もないくなつたという理解ではないということでよろしいですか、内閣府。

○川端政府参考人　改革ができたかどうかにつきましては、その時点でこんなことを決めましたといふことはあると思いますが、大事なのは、それに従つてきちんとそれが継続されていくかどうか、それが重要だというふうに認識しております。

○緒方分科員　一つだけ文部科学大臣にお伺いをいたしたいと思います。

かつて、二〇一三年の不正事案が起きた際に、当時の下村文部科学大臣は、うみが出切るまでやり切るというような発言をされました。

て、金品を贈つてはいけない、審査員に対しても金品を贈つてはいけないということです。そういう規則が決まっているわけですが、別目的で金品のやりとりをしているケースが結構散見をされます。日展の例え入選が欲しいから、特選が欲しいから誰かに金品を贈るということは、これはやつていないけれども、例えは、別目的で、先生が個展をやる際のお札で出すとか。

そして、きょう配付資料にはいたしておりませんが、私のところに来た投書の中には、二〇一五年、文化庁としても後援を出したときの日展がありますが、審査員を委嘱された後の者に対する審査員の委嘱が済んだ、もう審査員になることが決まった方に対して、その年、日展で特選を目指しているという方が、別目的ではあるものの、先

日展の改革を進めることによって公益社団法人としてしっかりと組織になつていくこと、これが役割であります。その中で、お金のやりとりをしていないと言つてはいるけれども、実際に日展の審査員の委嘱を既に受けた人間に対して、その年の日展で特選を目指そうと周りで目されているその方がお金を取りまとめて、その審査員になつた方に対しても金を渡すという行為、そして、実際にその取りまとめた方は、それによつて、それに沿つてかどかわかりません、実力もあるんだと思うんですけれども、その結果として特選をとつております。

もうここまで来ると、事実上、日展の改革に対する動きが残つてゐるということではないですかと、確認的に聞いております、局長。

ちやんと具体例を示して、見せて います。
前回、私が内閣委員会で聞いたときは、明確に、前任者は、改革の趣旨に反するおそれがある、そこまで言つてゐるんです。そんな一般論じやだめです。一般論じやなく、具体論でお答えください、局長。
○川淵政府参考人 前回の御質問の際には、仮にそういうことがあれば改革の趣旨に反するといふふうにお答え申し上げたかというふうに思ひます。
私ども、必要があれば、しつかり事実関係を確認して対処してまいりたいと思います。
○緒方分科員 いや、私が、だから事実関係をしつかり明示したじやないですか。示したじやないですか。書類を見せたじやないですか。それが

大臣にお伺いいたします。
現在の状況はうみが出切つたというふうに思つ
ておられますか。

○松野国務大臣 文部科学省としては、日展が平
成二十六年七月二十八日に取りまとめた改革案に基づき、組織運営や日本美術展覧会の審査体制についての改革を進めてきたものと承知をしており
ます。

日展において改革案で示された事項が全て実施
をされ、日本美術展覧会における審査が公正に実

生にお札をいたしましょうということで金錢の取りまとめをした、その文書、内閣府にも文化庁にもお渡ししていると思います。そして、そのお金を取りまとめて、審査員にもうなるということが決まっている方に対しで金錢を贈った。そして、実際に、その取りまとめた方は、その後日展で特選をとつております。

ここまで来ると、もう、事実上、改革に反する動きは抵抗をされていないと私は思うわけですが、これは文化庁ですかね、内閣府ですか

○川淵政府参考人 まず、一般論で恐縮でございますけれども、私ども監督に当たりましては、公益法人の事業、運営に関する情報はさまざま寄せられることがございます。これについては、そぞした情報を参考にしつつ、必要があると判断されれば、報告要求などの監督上の措置を行つてはいるところでございます。

正しいかどうかわからないから、きょう、配付資料にはいたしておりません。投書で来た、真贋が確認できない資料だから。だから事前に確認してくれと言っています。

必要があればという話をしました。今、必要があるんじやないですか。ちゃんと説明してください。

○川淵政府参考人 先生からお渡しいただいた資料、直前にいただきましたので、しかも、この資料は、法人そのものが持っている資料ではなくい。

て、その先のものでござります。申しわけございませんが、先生も真贋を確認できないとおっしゃいましたけれども、事実関係を確認するには、一定の時間はいただきたいというふうに思います。

○総務分科員 質問通告、早くやれと言われます。私、二日前に渡しております。二日前に渡した書類で、それで、ちゃんとそれを確認してくれとその場でも言っています。それを、こういった形で、それが本当なのかどうかもわからないし一般論として答える、その姿勢は、内閣府、本当に公益法人を所管する内閣府として、姿勢を問われますよ。うるさいなという顔をしていますけれども、無礼ですよあなた本当に。ちゃんと、私は、ちゃんと順序を追つて説明しているんです。質問を移していきたいと思います。

今、真贋を確認して何らかの報告をすると言いましたので、後で報告を求めるといいます。もう一つ、錬成会。事前に下見会をやつちやいけない、これも規定で決まっています。事前に例えば審査員になる方が生徒の作品とかを見たりして、これはいいね、こう直すべきだ、ああやるべきだという、そこに実際、情実が絡みお金が絡むからということです、そういうこともやつちやだめだということになっています。

これについても、資料をお渡しいたしておりました。もともと九月ぐらい、大体、日展というのはその後に行われますが、日展が行われる直前に行われていた、日展のための、それを目的とした錬成会が行わっていたのが、改革された後どうなつたかというと、審査員の委嘱が行われる直前に、日展目的でないということが変わっただけの状態で、同じことをやっているんですね。これについても問題がありますね。日展目的で錬成会を行つちやだめだといつて、だめだといふことになつたら、日展目的で九月にやつていたものが、それが单に七月に変わつただけ。会報もお見せしていると思います。

そういうことについて、事実上、脱法行為が

あるんじゃないかということを私は思うわけですが、内閣府、どうですか。

○川淵政府参考人 御指摘の点、日展規則において、「審査員は、鑑査を委嘱されてから鑑査終了までの間、会派による研究会などでの指導下見を行つてはならない」というふうに規定されております。

これに照らして適切であるか否か、まずは規則を策定した日展自身が説明責任を果たさるべき

ものというふうに考えておりますが、私どもも、適切に注視してまいりたいと考えております。

○総務分科員 今、先ほどから注視するとか見守つていただきたいとかいうことですが、何をされるんですか、局長。

○川淵政府参考人 委員会として、監督上、措置が必要であるということであれば、監督上の措置をとる。法律上定められておりるのは、法人に対する報告を求める、そういうことがございま

す。

○総務分科員 この件を質問すると必ず、お金のやりとりをしている、おかしいじゃないかと言う

と、いや、別目的です、別目的でやつているの特に問題ないと思いませんと、これは内閣府から返事が返つてきました。そして、錬成会やつている。返事がないかと言つたら、審査員委嘱前ですといふ話をしている。

しかしながら、これは私のところにいろいろな情報が来ます、今の内閣府の理屈だと、審査員

に正式に委嘱する前であれば何をやつても構わないと言つてゐるわけですね。その前に錬成会や

ろうが、お金もらおうが、何しようが、正式に審査員になつていなかわけだから、それは構わない

と。けれども、そんなことないですよ。実際に私のところにいろいろな人が話をしに来ますけれども、実際には、もう審査員になる人間というのは

相当前から、例えば七月の下旬に決まるときであります。六月とか五月とかその段階から、あの人が審査員になると。本人も、ことし僕、審査員

だからといふうに公言をしていくといふことであります。

今、内閣府のような姿勢でやつていると、正式に理事会で審査員にばんと任命される前であれば、お金もらつても構わない、錬成会やつても構わない。それは日展規則が、審査員になつた者、委嘱された後でないと規則がかからず思います。

これはそうなんだと、公式的にはそうだと思いますけれども、事実上の脱法行為じやないですかね、内閣府。

○川淵政府参考人 先生御指摘の点につきましては、日展規則、これは日展が決めておるわけですから、その趣旨に合致したような運営がなされるかどうか、日展の方で責任を持つてやられるべき

と思いませんけれども、私どもの方でも必要な把握はやつていただきたいといふうに思つております。○総務分科員 では、もう一度要望しておきますが、今言つた件、全てまとめてちゃんと日展側とも話をした上で、私の方に報告していただけますか。よろしいですか。

○川淵政府参考人 一定のお時間は必要かと思いま

ますけれども、法人側とお話をしてみる必要はあるかと思つております。

○総務分科員 確約ください。

○川淵政府参考人 恐縮ですが、こちらの、私どもの権限は委員会としての権限ですので、まず委員会に詰つた上で、行使するかどうか決定するこ

となると思います。

○総務分科員 聞いている方も、ひどいなというふうに思つた方がいるんじゃないかと思います。

明らかな不正事案がある。私は別に、芸術の中身がどうだとか、そんな話は一つもしてないで

す。その正当な評価が、権威のある公益社団法人日展の中で正しく評価されるために、お金が飛び交わない、そして事前の錬成会をしないとか、そういうことも含めて進めていくうとしているときに、それを脱法するような行為が進んでいるこ

とについて、私は社会正義の観点から言つていま

るにもかかわらず、公益法人を所管する内閣府として全く他人事ですよ。その法人が決めること、その法人の責任だ、よく注視していかない。他人事ですよ、あなたの言つていてることは、この件はもうちょっとやらせていただきたいと

思います。

それでは、少し質疑を移して、同じように、日本芸術院という組織についてお伺いをいたします。

二年前の分科会で、私は日本芸術院について、日本のさまざま芸術のトップクラスの方が集まる組織ということで、そこには幅広いベースの方から選ばれるようとにうことを申し上げさせていただきまして、当時、下村文部科学大臣、そのとおりでありますという答弁をされました。

今、日本芸術院の仕組みというのは終身会員でありますと、一度なると終身です、お亡くなりになられるまでずっと会員です。そして、新しい会員の枠ができたときには、現在の会員、所属している部からの推薦をベースとして新たに会員を選んでいくということですね。そうすると、現会員の覚えがめでたくない日本芸術院の会員にならないということがある。しかしながら、もっと幅広いベースから選ぶべきだと言つたときに、下村文部科学大臣は、そのとおりですと言いました。

現在、二年たつていて、どのような状況にございますでしょうか、文部科学省。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

日本芸術院会員の選考につきまして、外部の意見を取り入れることにつきましての検討状況でございます。

日本芸術院におきましては、外部の意見を取り入れる方策につきまして、日本芸術院長及び第一部、美術、第二部、文芸、第三部、芸能、こちらの三つの部の各部長、部長代行を中心に、平成二十七年の七月以降、十四回、うち部長会議が六回、総会四回の検討を行つてゐるところでございま

で、この人搜していますという、インターネットで、例えば、かつての番組の二次利用とかをしたけれども、出ている人と連絡をとりたいんですけれども、捜していますという中に、結構有名な、引退された芸能人ですけれども、宝生舞さんを捜していますとかいうのが一時期ニュースで話題になつたことがあると思います。

誰が著作権を持つっているかが長く時間がたつた後でもわかるようにできるだけしていきたいということは、それはわかります。そうあるべきだと思いませんけれども、しかしながら、その努力だけでこの問題は解決しない。そして、では、この裁定制度を使わなきゃいけないけれども、そうすると補償金を積まなきゃいけない。その補償金を本当に一個一個丁寧に積んでいくことが合理的なかな、ここをもう少し見直すことができないかなと思いますが、もう一回、文化庁。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

補償金を、例えば事前にそういうものを支払わなきゃいけないというようなことにつきまして、私どもとしては、そういった裁定制度の改革という観点から、そういうものの、事後にそういった支払いをするということも視野に今検討しているというところでございます。

○緒方分科員 私、そう理解していたので、その答弁が欲しかったんですが、最初からよろしくお願いします。

質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。
○大串主査 これにて緒方林太郎君の質疑は終了いたしました。

この際、一言御挨拶を申し上げます。
分科員各位の御協力を賜りまして、本分科会の議事を終了することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

午前十一時五十五分散会
これにて散会いたします。